

全国司税官会議

大蔵省主税局 吉田豊治

五月二十九日より三日間、大蔵省構内専売局會議室に於て全国司税官會議が開催せられ、前二日間は終日主税局提出の協議事項に付き、熱心討議を重ね、後一日は各自事務の打合せを爲した。此種の会合は今回を以て嚆矢とし、主税局長が常に部下を愛撫せらるる念慮より、税務官吏の精神的方面に於ける優遇策の一端として、此の會議を提唱せられ、今春の税務監督局長會議の際、之を各局長に諮られたるに、各局長も亦大に其の拳を賛せられたるを以て、茲に空前の會議が成立したのである。全国の司税官を一同に会することの出来なかつたのは、一に経費の關係に基く様である。會議に召集せられたる人は左の七十二氏にして、福井の北井得三氏が生憎病氣の爲め、出席出来なかつたの外は全部出席せられた。即ち出席者氏名を示せば

東京税務監督局

(神田橋) 河西金城 (永代橋) 西村淳一郎 (京橋) 山田龍雄 (幸橋) 大竹虎雄 (四谷) 岡田宗治 (水道橋)
 石坂銀五 (厩橋) 安田卯八郎 (両国橋) 山田鉄之助 (品川) 大矢半次郎 (淀橋) 原口武夫 (板橋) 能勢貞治
 (亀戸) 駒井重次 (熊谷) 大島源太郎 (忍) 小林寅四郎 (佐原) 永谷喜久三 (甲府) 渡部昇 (足利)
 江上堯衛 (土浦) 川添脩三 (高崎) 原金吾

大阪税務監督局

(東) 藤田寛 (茨木) 蔭山品次 (上京) 千葉弥助 (峰山) 小川渡 (伊丹) 堀内正作 (加古川) 長田寅一

(洲本) 鈴木正美 (奈良) 磯野市次郎 (和歌山) 吉村善吉 (大津) 河内山正 (八幡) 大西庄三郎 (福井)
北井得三 (欠席) (金沢) 新高清次郎 (高岡) 森井朝太

札幌稅務監督局

(札幌) 齋藤次郎八 (室蘭) 寺井冽泉

仙台稅務監督局

(古川) 川副直吉 (花巻) 遊佐四郎 (福島) 藤島賢藏 (若松) 飛田仙之介 (秋田) 鈴木直吉 (弘前) 八代
彬藏 (米沢) 鈴木正人

名古屋稅務監督局

(小牧) 鈴木進 (二宮) 後藤五郎 (豊橋) 小野光男 (見付) 桶田英次郎 (宇治山田) 井上清治 (大垣) 山
口忠一 (松本) 佐々木寅吉 (中野) 鈴木梅太 (三条) 河崎玄二 (柏崎) 岩垣鐐二郎

広島稅務監督局

(広島) 原土忠太郎 (呉) 水足慎太郎 (山口) 吉尾松太郎 (徳山) 藤原徳雄 (味野) 堀井安太郎 (津山)
田坂久輔 (米子) 西山鹿太郎 (今市) 御厨伝一

丸亀稅務監督局長

(丸亀) 小船井勘七 (徳島) 原一敬 (新居) 遠山福景

熊本稅務監督局長

(御船) 原一太 (遠賀) 井上福次郎 (直方) 高原亥熊 (大牟田) 清水谷広運 (小倉) 岡部周太郎 (中津)
遠藤来吉 (島原) 小佐々善重 (武雄) 長島英一 (鹿児島) 吉安熹海

本省側の列席者は、黒田主税局長を始め草間国税、間宮経理、泉内国税調査の各課長、野津、西森両事務官にして、河本、荒井両参事官、藤井秘書官、佐野会計課長、中島関税課長、金子事務官、加藤東京税務監督局長、嶺田東京局直税部長、田原同関税部長、其他多数の傍聴者が在った。就中加藤東京局長、嶺田直税部長は終日熱心に傍聴せらるる所が在った。又黒田主税局長は、会長の労を取られた。

開会の初頭に於て巻頭に掲げた、黒田主税局長の訓示演説があり、之れに対し上席司税官原金吾氏が一同を代表し、左の答辞を述べた。

原高崎税務署長答辞

私ハ本日参列ノ署長ヲ代表致シマシテ、局長閣下ニオ答ヲ致シマス。

茲ニ全国ヨリ司税官七十余名ヲ招集セラレ、協議会ヲ開催セラレタコトハ空前ノコトデアリマシテ、且ツ親シク局長閣下ノ御懇篤ナル御訓示ヲ拝スル光栄ヲ得マシタコトハ、一同ノ非常ニ仕合せニ存スル次第デアリマス。

只今ノ御訓示中ニモ税務ノ行政ハ年ト共ニ益々複雑多岐トナリマシテ、本省ト税務署トノ連絡ヲ計リ、下情上達ノ機会ヲ作ラルル目的ヲ以テ、茲ニ此ノ才催シヲ為サレタトノ事ヲ仰セラレマシタカ、本会ノ開催ニ付キマシテハ、吾々税務署長全般ノ年来齊シク熱望致シテ居ツタ所デアリマス。

幸ニモ今回之レカ実現ヲ見マシテ親シク閣下ノ御訓示ニ接シ、又十分ニ意見ノ開陳ヲ為スコトヲ得ルノ機会ヲ与ヘラレマシタコトハ、一同ノ誠ニ本懐トスル所テコサイマシテ、光栄ニ存スル所デアリマス。

就キマシテハ将来能ク御趣旨ノ在ル所ヲ体シ、又部下ニモ伝達致シマシテ、共ニ粉骨碎身努力致シマシテ、賦ニ厚薄ナカラムルト共ニ、納税者ト協調ヲ保チ以テ出来ル丈税務ノ円満ナル発達ヲ期シ、十分御期待ニ副ヒタイト存シ

マス。

此ノ機会ニ於テ閣下並ニ各位ノ御健康ヲ祈リマス。

主税局提出の協議事項及其の要旨、之に対する各司税官が陳述したる意見の要領は、次の通である。意見は議事の進行上予め書面を以て答申し、會議に於ては其の意見の重なるものに付き、十分間を限り布衍する所があつた。

協議事項

稅務行政ノ執行ニ関シ施設改善ヲ要スル事項

(要旨)

時代ノ進運ト經濟事情ノ變遷トニ伴ヒ稅務行政ハ益々複雑トナリ、事務ノ分量日ヲ逐フテ増加スルニ拘ラス、其ノ經費ハ事務ノ發展ニ応シテ之ヲ増加スルコト能ハス、而モ一面時勢ノ推移ニ順応シテ適切ナル施設計画ヲ為スノ必要アルコト言フ俟タス、故ニ稅務行政ノ円満ナル發達ヲ期シ益々之ヲ向上セシメムカ為ニハ、之ニ対応スヘキ施設改善ニ付將來更ニ一段ノ工風ヲ凝スノ必要アルヲ望ム

此ノ事ニ関シテハ稅務監督局長會議等ニ於テモ、屢々其ノ意見ヲ徴シテ之カ実行ヲ期シツツアリト雖、直接稅務ノ執行ニ当ル稅務署長各位ノ經驗ニ基キ、廣ク稅務行政ノ全般ニ涉リ從來ノ欠点ヲ改善シ、又ハ將來新ニ施設スルノ必要アリト認ムル重要事項、並ニ之カ方策ニ付可成具體的ニ其ノ意見ノ開陳ヲ望ム

協議事項ニ対スル意見ノ要領

A 納稅思想ノ善導

- B 稅務行政機關ノ改善
- C 稅務署ニ対スル監督方法ノ改善
- D 職員ノ訓練養成及待遇
- E 稅法其ノ他關係法規ノ改廢
 - 一 地租 二 所得稅 三 營業稅 四 相続稅 五 通行稅 六 鈹業稅 七 登錄稅 八 酒稅 九 醬油稅
 - 一〇 砂糖稅 一一 織物稅 一二 印紙稅 一三 骨牌稅 一四 徵收法規 一五 會計法規
- F 事務取扱手續ノ改善
 - 一 地租 二 所得稅 三 營業稅 四 相続稅 五 酒稅 六 醬油稅 七 砂糖稅 八 織物稅 九 印紙稅
 - 一〇 取引所稅 一一 徵收事務 一二 會計事務 一三 統計事務
- G 雜件
 - 納稅思想ノ善導
 - 一 納稅公德ノ養成促進ヲ期スル為メ積極的手段方法ヲ断行スルコト（地方長官ニ対スル訓示、小中学校教科書ノ改善、大藏省ノ活動）
 - 二 納稅思想ノ善導ハ稅務当局直接宣伝ニ從事スルコト
 - 三 監督局ニ納稅宣傳部ヲ設ケ專任事務官ヲ置キ之ニ當ラシムルコト
 - 四 活動写真館ニ於テ納稅觀念普及ニ関スル映画ヲ上場スルコト
 - 五 一般納稅義務心ノ向上普及ヲ図ル為メ大藏省及稅務監督局ニ巡回講師ヲ置クコト
 - 六 納稅講話材料乃至講話讀本ヲ作成シ主稅局ヨリ稅務署ニ交付スルコト

- 七 児童ノ師表トナルヘキ師範教育ニ租税行政ノ概念ヲ授クルコト
 - 八 中等学校ノ生徒ニ対シ租税ニ関スル科外講演ヲ為スコト
 - 九 地方庁ニ於ケル思想善導ノ講演ニハ納税思想ノ善導ヲモ併セ講演スルコト
 - 一〇 国費ヲ以テ簡明ナル税法解説、申告申請手續ヲ摘録シ印刷シ一般ニ頒布スルコト
 - 一一 税ノ性質、課税ノ標準、税率、納税手續等ヲ説明シタル小冊子ヲ小中学校教師用トシテ配布スルコト
 - 一二 発刊部数多キ通俗雜誌ノ一、二頁ヲ藉リ税ニ関スル素人向記事ヲ掲載スルコト(雜誌「税」ハ田舎ニ向カス)
 - 一三 税務相談所ハ少クトモ一県一ヶ所位設置ノコト
 - 一四 官民協調ノ実ヲ挙クル為常置委員制ヲ採用スルコト
 - 一五 税務ノ實際ヲ知ラシムル為メ一般ニ税務署ニ於ケル事務ノ實際ヲ見学セシムルコト
 - 一六 税務署員ト地方有志トニ成ル懇話会ヲ設クルコト
 - 一七 異動地整理ニ地方青年団体ヲ利用スルコト
 - 一八 土地測量技術ノ普及ヲ図リ異動地申告ヲ容易ナラシムルコト
 - 一九 税制ヲ努メテ通俗ニシ例外規定ハ可成省クコト
 - 二〇 各種標準率ヲ公開シ申告ノ便宜ニ供スルコト
- 税務行政機関ノ改善
- 一 税務監督局官制中第五条ノ「間接」ヲ「内」ニ改メ、第八条ノ「庶務」ノ上ニ「検査及」ヲ加フルコト
 - 二 税務監督局長ノ権限ヲ拡張シテ地方公共団体ノ財政上ノ監督ヲモ為スコト
 - 三 税務監督局長及税務署長ニ地方金融機関ノ監督権ヲ付与スルコト

- 四 現在稅務署ヲ半数程度ニ縮少ノ上主稅局直轄トシ、稅務監督局ハ単ニ事務監督ノ任ニ當ルコト
- 五 稅務署ノ管轄區域ハ郡ノ区域ニ依ラス、交通ノ便否其ノ他稅務執行ノ便宜ヲ主トシテ定ムルコト
- 六 市町村ニ於ケル國稅事務ノ全般ニ對スル直接監督權ヲ稅務署長ニ付与スルコト
- 七 地方小稅務署ノ廢合ヲ斷行スルコト
- 八 大都市稅務署ニ副司稅官ヲ置キ專ラ外部ニ活動セシムルコト
- 九 大都市並ニ全國樞要稅務署ニ獨立シタル直接監察員制度ヲ設クルコト
- 一〇 稅務署ノ分課制度ヲ廢スルコト
 - 一一 小稅務署ニ於ケル分課制ヲ廢スルコト
 - 一二 稅務署ノ分課ヲ賦稅、鑑定、庶務ノ三課ニ改ムルコト
 - 一三 稅務署ノ分課ハ各課事務ノ分量ヲ均一ナラシムル様改正スルコト
 - 一四 直稅課分掌事務中、土地台帳、地図及登錄稅ニ關スル事項ヲ庶務課ニ移スコト
 - 一五 稅務署ノ鑑定課ヲ廢シ稅務監督局ニ於ケル技術官ノ定員ヲ增加スルコト
 - 一六 雜種財產ニ關スル事務ハ直稅地租係ノ担当トスルコト
 - 一七 国有財產整理事務ニ付キ稅務署長ニ処分權限ヲ付与スルコト
 - 一八 國費支出ヲ獨立セシメ總テ稅務監督局及稅務署ニ於テ取扱フコト
 - 一九 現在ノ稅務署ハ定員不足シ、早出晚退廢休ヲ為シテ漸ク事務ヲ処弁シツツアルノ実況ナルヲ以テ、定員ヲ增加スルコト
- 二〇 稅務相談所ヲ官制上獨立ノ機關タラシムルコト

稅務署ニ對スル監督方法ノ改善

- 一 稅務署長ヲシテ成ルヘク自由裁量及活動ノ余地ヲ多カラシムルコト
 - 二 稅務署事務ノ監督ハ事前監督ヲ廢シ事後監督ニ止ムルコト
 - 三 稅務監督局長ニ對スル稟議事項ヲ少クシ事務ノ簡捷ヲ図ルコト
 - 四 一般監督、部分監督ハ形式ニ流レズ徹底的ニ行フコト
 - 五 上級官庁ハ下級官庁ノ實際事務ノ視察ニ努ムルコト
 - 六 本省ハ營業稅及所得稅等ノ調査時期ニ於テ各地ニ出張シ、各地間ノ課稅ノ權衡ニ注意スルコト
 - 七 大都市稅務署ト地方稅務署トハ施設事項、執務ノ方法ニ自ラ差異アル者ナルヲ以テ、今ニ層其區別ヲ樹ツル様監督ノ方法ニ注意スルコト
 - 八 間稅特別監視制度ヲ廢止スルコト
 - 九 間稅特別監視制度中清酒釀造ヲ主トスル地方監視ヲ廢止スルコト
 - 一〇 現行ノ間稅特別監視員制度ヲ改メ、更ニ一般の租稅ノ監視制度ヲ設クルコト
- 職員ノ訓練養成及待遇
- 一 署長、課長及主任會議ヲ頻繁ニ開催シ、一般の智識ノ増進及觀察能力ノ啓發ニ努ムルコト
 - 二 各監督局管内ニ二ヶ所乃至五六ヶ所ノ指定稅務署ヲ置キ、管内判任官ヲ交互ニ在勤セシメ模範の實務ノ練習ヲ為サシムルコト
 - 三 稅務署員ハ署長、課長ヲ除ク外全部詰襟服ヲ着用スルコト
 - 四 訓示通牒等ハ概ネ簡單ニ過クルヲ以テ、其ノ理由ヲ詳ニシ其ノ趣旨ノ徹底ヲ期スルコト

- 五 各種産業ノ生産、取引、状態等ヲ教科書体ニ編纂シ稅務署ニ配布スルコト
- 六 事務規程ハ可成大綱ニ止メ、以テ細故ハ自發的ニ研究セシムルコト
- 七 常設稅務官吏養成機關ヲ設置スルコト
- 八 各稅務監督局ニ簡易稅務官吏講習所ヲ設置スルコト
- 九 稅務官吏講習會ノ科日中ニ精神教育ヲ加フルコト
- 一〇 大藏省ノ稅務講習會ヲ年ニ回開催スルコト
- 一一 本省ノ稅務講習會ノ期間及人員ヲ大ニ増加スルコト
- 一二 執務上必要ナル書籍雜誌參考資料等ヲ可成多數稅務署ニ配布シ、職員ノ智能ノ啓發ニ努ムルコト
- 一三 各監督局ニ於テ發行シツツアル雜誌「財務」ヲ廢刊シ、之ヲ綜合統一シテ新ニ雜誌稅務ヲ中央ニ於テ發刊スルコト
- 一四 本局又ハ大市街地ノ稅務署ニ高等商業學校出身者ヲ採用スルコト
- 一五 大都市ノ署長ハ勅任官トスルコト
- 一六 全國稅務署長ヲ凡テ司稅官トスルコト
- 一七 樞要ナル署ノ課長ヲ高等官トスルコト
- 一八 樞要地ノ課長ハ僻陬地ノ署長以上ニ待遇スルコト
- 一九 小稅務署ニ於テハ課長ヲ置カサルコト
- 二〇 稅務官吏ニ停年制ヲ設ケ、高等官ハ五十六歳、判任官ハ五十歳ヲ以テ退職スルコトトシ、停年ニ達シ退職シタル者ニハ一定ノ退職手当ヲ給与スルコト

- 二一 稅務署長ニ交際費ヲ支給スルコト
- 二二 稅務官吏共濟会ヲ設置スルコト
- 二三 他ノ模範トスルニ足ルベキ稅務官吏ニ對スル表彰制度ヲ設クルコト
- 二四 稅務官吏ニ對スル慰安施設ヲ講スルコト
- 二五 判任官ノ初任給ハ少クモ五十円位ハ支給スルコト
- 二六 判任官昇給ノ制限ヲ撤廢スルコト
- 二七 雇員ヲ全廢シ准判任官ヲ設ケ、准判任官ハ間稅事務ニ従事スルコト
- 二八 稅務官吏ニ時間外手当ヲ支給スルコト
- 二九 大都市在勤者ニ在勤手当ヲ支給スルコト
- 三〇 市制施行地在勤者ニ對シ相當ノ住宅料ヲ支給スルコト
- 三一 間稅官吏ニ對スル被服費ノ補給ヲ廢スルコト
- 三二 稅務官吏ノ在勤年數ニ應シ年功加俸ヲ給スルコト
- 三三 一ケ年ヲ四期ニ分チ皆勤手当ヲ支給スルコト
- 三四 相當ノ補給ヲ為シ、收稅官吏ニハ全部自転車ヲ設備セシムルコト
- 三五 執務時間ヲ改正前ニ復活スルコト
- 三六 執務時間ヲ左ノ通改正シ可成時間外勤務ヲ為ササルコト
 - 自三月至六月 自午前八時至午後四時三十分
 - 自七月至八月 自午前七時至正午

自九月至二月 自午前九時至午後四時

三七 出勤時刻ヲ或ル期間午前八時ヨリニ改ムルコト

三八 間税官吏ノ制服ヲ廢スルコト

三九 間税官吏ノ制服中外套甲種、乙種ヲ廢止シ、又盛夏ニ於テハ麥藁帽等ヲ用フルモ妨ケサルコトニ改ムコト

四〇 署員ハ可成三、五年間同一稅務署ニ在勤セシムルコト

稅法其他關係法規ノ改廢

一 地 租

1 地目變換、地類變換等ノ場合ニ於テ其ノ屆書ニ丈量図ノ添付ヲ廢スルコト

2 土地台帳ノ登錄反別ニ依リ地価ヲ修正スルコト

3 一納期ノ稅額二錢以下ノモノハ徵收セサルコト

4 田租ノ納期ヲ二期トスルコト

5 田租ノ第一期分納期限ヲ一月末トスルコト

6 地租納期ヲ相当縮少スルコト

7 畑、雜地租ノ分納ヲ廢スルコト

8 北海道地租ノ納期ハ内地同様其ノ期間ヲ一ヶ月トスルコト

9 地租ハ市町村長ノ報告ヲ俟タス有租地集計簿ニヨリ算出シテ測定スルコト

10 地租ノ算出ハ地価ノ合計額ヲ円位ニ止メ算出スルコト

11 土地ノ分合筆届ハ市町村ニ於テ之ヲ受理シ、稅務署ニ報告スルコトニ止ムルコト

二 所得税

- 12 土地台帳ハ市町村ノ管理ニ移シ賦課徴収ヲ委託スルコト
 - 13 土地台帳謄本ノ下付手数料ヲ倍額ニ引上クルコト
 - 14 土地台帳謄本ノ下付ハ市町村ニ於テ下付スルコト
 - 15 北海道ニ於ケル地価調査委員会ハ之ヲ廢止スルコト
 - 16 地価ヲ修正シタル土地ノ地租ハ翌年ヨリ修正地価ニヨリ徴租スルコト
- 1 現行ノ法人所得税ハ複雑ニ過クルヲ以テ簡單ニスルコト
 - 2 課税標準ハ総テ十円位トシ、其ノ未滿ハ切捨ツルコト（營業税相統税亦同シ）
 - 3 山林所得計算方ヲ改正スルコト
 - 4 確實ト認ムル負債利子ハ総テ之ヲ所得ヨリ控除スルコト
 - 5 勤勞所得ハ総所得ノ多寡ニ關係ナク或ル程度ノ控除ヲ為スコト
 - 6 扶養控除ハ所得申告ノ有無多寡ヲ問ハス總テ控除スルコト
 - 7 扶養控除ノ中年齡ニヨルモノノミハ、本人ノ申請ヲ俟タス政府ノ調査ニヨリ控除スルコト
 - 8 扶養費控除ニ関スル案分方法ヲ改メ、申請者ノ指定スル所得者ノ所得ヨリ控除スルコト
 - 9 保険料ノ控除ノ範圍ヲ拡張スルコト
 - 10 保険会社ヲシテ「保険金払込証明書」ヲ交付セシムルコト
 - 11 課税最低限ヲ引上クルコト（營業税相統税亦同シ）
 - 12 二市以上ヲ管轄スル税務署ノ調査委員会ハ之ヲ合併シテ一会トスルコト（營業税亦同シ）

- 13 調査委員ハ重ナル職業別ニ選挙スルコトニ改ムルコト(営業税亦同シ)
 - 14 所得調査委員会ノ会期ヲ半減シ、代フルニ委員數ノ増加ヲ以テスルコト(営業税亦同シ)
 - 15 調査委員会ノ会長ハ稅務署長之ニ当ルコト(營業稅亦同シ)
 - 16 納稅義務者ノ申告ノ促決定シタル場合ハ、決定通知書ヲ省略シ得ルコトニ改ムルコト(營業稅相統稅亦同シ)
 - 17 第三種所得稅ノ納期ヲ相当縮少スルコト
 - 18 申告ヲ為ササル者ニ對シテハ決定ニ對スル審査請求權ヲ与ヘサルコト(營業稅相統稅亦同シ)
 - 19 稅務署長又ハ代理官ニ帳簿其ノ他ノ檢査執行權ヲ付与スルコト
 - 20 稅務署長ニ銀行調査ノ權能ヲ付与スルコト
 - 21 法人ノ配當与ノ報告ハ一定ノカード式ニ依ル各人別ノ小票ヲ以テ報告セシムルコト
 - 22 所得稅法ニモ団体諮問ノ途ヲ開クコト
 - 23 法人ノ異動ハ時々裁判所ヨリ稅務署ニ通知スルコト
 - 24 債權ノ設定抹消變更等ノ登記事項ハ登記所ヨリ稅務署ニ通知スルコト
 - 25 公証人役場備付ノ証書ハ稅務署長ニ於テ閱覽請求シ得ルコトニ改ムルコト
 - 26 保全会社ニ對スル認定權ヲ稅務署長ニ付与スルコト
- 三 營業稅
- 1 營業稅ハ總テ其ノ本店ニ於テ合算課稅スルコト
 - 2 売上金額ニ對スル稅率ヲ低減シ斟酌ノ慣例ヲ改ムルコト
 - 3 課稅標準ハ總テ收入金額トスルコト

4 製造、印刷、出版、写真、旅人宿、料理店及席貸業ノ課税標準ヲ收入金額トスルコト

5 料理店及旅人宿業ノ課税標準ヲ收入金額トスルコト

6 藪ハ甲ノ部類ニ編入スルコト

7 生糸羽二重ノ如キ薄利品ニ対シ特別ノ税率ヲ設クルコト

8 税法中ニ所得税法第五十六条ニ準シタル規定ヲ設クルコト

9 同業組合等ハ正当ノ事由ナクシテ諮問ヲ回避スルコトヲ得サラシムルコト

10 同業組合其ノ他ノ団体力諮問ニ対シ調査ノ提出ヲ為ササルトキハ相当制裁ヲ加フルコト

四 相続税

1 家督相続ノ課税最低限ヲ五千元以上トスルコト

2 相続税ノ累進率ヲ三百万円マテ設クルコト

3 相続税ノ年賦延納制限金額ヲ高ムルコト

4 不動産及船舶ノ贈与ニ対シテモ相続税ヲ課スルコト

五 通行税

1 石油発動機ニ依ル船舶ノ乗客ニモ汽船ト同シク通行税ヲ課スルコト

六 鉱業税

1 採掘鉱区税ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ、試掘鉱区税ハ許可ノ際徴税スルコト

2 試掘鉱区ノ試掘期間ハ一ケ年トシ、其ノ鉱区税ハ鉱務署ニ於テ許可ノ際徴収スルコト

3 採掘及砂鉱区税ニ付テハ納税告知後三ヶ月以内ニ納税セサルトキハ権利登録ヲ抹消スルコト

七 登録税

- 1 土地台帳ノ登録税ヲ廃スルコト

八 酒税

- 1 酒税ニ関スル各種法規ヲ統一シ、酒精含有飲料ニ対スル二重課税ノ体形ヲ改ムルコト
- 2 酒造ノ制限石数ヲ増加スルコト
- 3 酒造税ノ納税保証物ヲ増加スルコト
- 4 酒類製造業者ノ納税保証制度ハ原則トシテ之ヲ廃止シ、必要ノ場合ニ於テノミ之ヲ徴スルコト
- 5 清酒ノ査定ハ醪査定ニ改ムルコト
- 6 酒造税ノ滓引課税ヲ廃スルコト
- 7 酒類製造ニ対スル制限石数ノ猶予ヲ撤廃スルコト
- 8 酒類販売業者ニ対シテ免許制度ヲ採用スルコト
- 9 麦酒税ノ税率ヲ引上ケ納期ノ恩典ヲ付与スルコト

九 醤油税

- 1 醤油製造ニ制限石数ヲ設クルコト
- 2 自家用醤油税法ヲ廃止スルコト
- 3 自家用醤油税ノ納期ヲ一期トスルコト
- 4 自家用醤油税法ヲ改正シ年内ノ種別低下ハ許可セサルコト

一〇 砂糖税

- 1 担保ハ一般不動産ヲモ提供シ得ルコトニ改ムルコト（織物消費稅亦同シ）
- 一一 織物稅
 - 1 織物消費稅ノ稅率ヲ織物ノ種類毎ニ定ムルコト
 - 2 織物消費稅ニ相當担保ヲ徵シ納期ノ恩典ヲ与フルコト
 - 3 現金徵收ノ制度ヲ廢止スルコト
- 一二 印紙稅
 - 1 送狀、賣買仕切書ニハ印紙ノ貼用ヲ廢スルコト
 - 2 課稅物件ノ列挙主義ヲ廢シ、範圍ヲ定メ取扱ヲ簡易ニスルコト
 - 3 証券用紙ヲ發行シ郵便局ヲシテ売下スルコト
- 一三 骨牌稅
 - 1 骨牌無免許製造及無免許販売ノ罰金最低限ヲ輕減スルコト
- 一四 徵收法規
 - 1 稅務署所在地ニ於ケル地租以外ノ各稅ハ直接徵收ニ改ムルコト
 - 2 督促手数料ヲ三十錢ニ引上クルコト
 - 3 故意又ハ甚シキ怠慢ニ因ル滯納者ニ對シテハ、滯納処分出張旅費ノ全部若ハ幾部ヲ弁償セシムルコト
 - 4 督促手数料ノ規定ヲ改正シ、過怠金等ノ名義ヲ以テ納稅額十円未滿八十錢、其ノ以上ハ稅額百分ノ一ヲ徵收スルコトニ改ムルコト
- 5 督促狀ノ制ヲ廢シ納期經過後直ニ滯納処分ヲ執行スルコト

- 6 延滞金ノ徴収率ヲ相当割合ニ高ムルコト
 - 7 滞納者ニ対シ集金郵便制度ヲ採用スルコト
 - 8 府県市町村ニ於テ滞納処分ニ着手シタルトキハ、直ニ税務署ニ通報スルコトニ規定ヲ設クルコト
 - 9 納税額一納期一銭ノ税金滞納者ニ対シテハ徴収免除ノ規定ヲ設クルコト
 - 10 国税金滞納者ニ対シテハ処分決定ニ到ラサルモノニモ公権制限ノ規定ヲ設クルコト
 - 11 公売公告ノ期日ヲ短縮スルコト
 - 12 通行税及第二種所得税ノ徴収者ニ対シ交付金ヲ交付スルコト
 - 13 市町村交付金八年一回之ヲ交付スルコトニ改ムルコト
 - 14 納期限後三日ヲ過キタル送納金ニ対シテハ交付金ヲ交付セサルコト
 - 15 市町村交付金ハ徴収歩合ニ比例シ交付スルコト
 - 16 市町村交付金ノ半額乃至三分ノ一ハ納税奨励若クハ施設費トシテ指定交付スルコト
 - 17 市町村交付金ノ半額ハ税務署長ノ認諾ヲ得テ支出科目ヲ定ムルコト
 - 18 租税ノ過誤納金ハ税目ヲ異ニスルト、又所属年度ノ如何ヲ問ハス、之ヲ後ノ税金ニ充当シ得ルコトニ改ムルコト
 - 19 租税納付ニ貨幣法第七条第二項ノ制限除外例ヲ設クルコト
 - 20 零細ナル税額ニ対シテハ分納ノ制ヲ廃スルコト
- 一五 会計法規
- 1 租税ノ払戻ハ債権者ノ請求ヲ俟タス署長ノ報告ニ依リ直ニ支出スルコトニ改ムルコト

事務取扱手續ノ改善

一 地租

- 1 土地検査ノ省略範圍ヲ拡張スルコト
- 2 土地検査ハ地目ノ認定、地価及年期ノ査案ニ止ムルコト
- 3 測板式ニヨリ実測シタルモノハ地主ノ申告ヲ是認スルコト
- 4 測量機械ハ携帯ニ便ナル小形ノモノニ改ムルコト
- 5 市町村報告地価地租整理簿ヲ廃スルコト

二 所得税

- 1 法人事務ハ地方ニ在リテハ、少クトモ一県下ヲ担当区域トシテ専担者ヲ枢要稅務署ニ置き、各署ヲ兼務セシムルコト

- 2 稅務監督局ニ毎年一回所得調査委員會ノ代表者ヲ招集シ懇談会ヲ開催シ、其ノ際調査方針等ヲ指示スルコト
(營業稅亦同シ)

- 3 第三種所得申告ノ狀況ヲ個人毎ニ公表シ納稅者自省ノ資ニ供スルコト

- 4 所得金額ノ決定額ヲ公表スルコト (營業稅亦同シ)

- 5 零細所得ハ可成切捨テ所得ニ計算セサルコト

- 6 誠実ナル申告ヲ極力慫慂シ、一面申告是認範圍ヲ拡張スルコト (營業稅亦同シ)

- 7 田畑自作所得標準歩合ヲ廃止シ小作同様トスルコト

- 8 田畑所得計算ニ用ユル石代ハ收穫當時ノ相場ニ依ルコト
 - 9 田畑所得ノ標準歩合ハ可成一村一率主義ヲ採ルコト
 - 10 小作爭議地ノ田畑所得ハ相当斟酌スルコト
 - 11 商工業ノ所得標準歩合ハ伸縮自在ノ余地ヲ存スルコト
 - 12 所得標準率ヲ根本的ニ改調スルコト
 - 13 八百円未満ノ所得申告ハ同時ニ扶養費、保険料ノ控除申請ヲ為シタル場合ハ控除ヲ認ムルコト
 - 14 扶養控除金及税額ノ案分ハ先以テ家族ノ分ヲ按分シ、残額ヲ以テ戸主ノ分トスルコト
 - 15 大營業者並ニ特種ノ事由ヲ有スル營業者ノ所得資料ノ通報ハ、其ノ計算ノ基礎ヲモ通報スルコト
 - 16 現役服役中ノ者ハ同居者ト看做スコト
 - 17 無申告者ニ対シテハ全然斟酌セサルコト（營業稅亦同シ）
 - 18 申告是認ニ係ル者ノ決定通知ハ単ニ其ノ旨ヲ通知スルニ止メ、数字ノ記載ヲ省略スルコト（營業稅相統稅亦同シ）
 - 19 大都市ニ於ケル審査請求ハ監督局ニ於テ直接調査シ調査ノ公明ヲ期スルコト（營業稅亦同シ）
 - 20 減損更訂ニ関スル手續ヲ簡易ニシ本制度ヲ活用スルコト（營業稅亦同シ）
 - 21 配当資料中自署ノ納稅者ニ係ルモノハ資料箋ノ作成ヲ省略スルコト
 - 22 税台帳ヲ廃止シ調査簿ヲ以テ之ニ充ツルコト（營業稅亦同シ）
- 三 營業稅
- 1 基準調査ノ定數ヲ半減スルコト

2 卸売小売ノ区分不統一ニ付一定スルコト

3 間接資料ニ依リ取扱高ノ全部ヲ尽シタルモノニ対シテモ相当斟酌スルコト

四 相続税

1 相続財産田畑価格ニ未収穫物ノ価格ヲ併算セサルコト

五 酒税

1 検査監督ノ方法ヲ簡略ニスルコト（醬油税亦同シ）

2 形式的検査ヲ省略シ、専ラ監視ニ依リ取締ノ実ヲ挙クルコト

3 酒、醬油ノ検査ノ大部分ヲ廃止シ、營業者ノ帳簿ヲ利用スルコト

4 醪ノ使用前検査ヲ省略スルコト

5 持越検査ヲ廃止シ臨時検査ヲ行フコト

6 定時ノ容器、器具、機械、建物等ノ調査ヲ廃止スルコト

7 酒類及醬油製造ニ申告査定ヲ認ムルコト

8 酒類ノ査定ハ製成ノ際直ニ為サ、ルモ差支ナキコトニ改ムルコト

9 容器容量早算表中ノ容量ヲ合位ニ止メ差分ヲ省略スルコト

10 酒類査定箋ニ依ル査定簿ノ登載ハ、酒類毎ニ査定箋其ノ日ノ計石数ノミヲ掲クルコトトシ、尙査定簿ヲ改正

シテ造石税台帳ト兼用スルコト（醬油税亦同シ）

11 酒類ノ査定石数ハ升位ニ止ムルコト

12 酒醬油査定箋ヲ立会人ノ認印ヲ求メ査定簿ニ代ユルコト

13 酒類、醬油見込石数台帳ヲ復活スルコト

14 酒造組合ノ事業トシテ組合員二十ヶ年間相当積立金ヲ為サシムルコト

六 醬油税

1 申告査定ノ途ヲ開クコト

2 醬油ノ査定石数ハ石位ニ止ムルコト

3 醬油税ニ対スル過度ノ取締ヲ廢スルコト

4 自家用醬油製造者ノ開廢ニ対スル指令ヲ廢止シ、町村役場ヨリ通知スルニ止ムルコト

5 自家用醬油税台帳ヲカード式ニ改ムルコト

七 砂糖税

1 砂糖ノ沖取ヲ廢止スルコト

八 織物税

1 課税価格ノ標準ヲ引上クルコト

2 織物ノ每反証印ヲ廢止スルコト

3 織物ノ申告査定ノ途ヲ開クコト

4 内地用織物ハ原産地ニ於テ課税スルコト

5 織物移出承認ハ稅務署及集合査定場ニ於テノミ取扱ヒ、現品検査ハ省略スルコト

九 印紙税

1 印紙税ノ犯則調査及通告ノ手續ヲ今一層簡略ニスルコト

- 2 印紙税法違反物件ニ対スル印紙貼用ヲ廃スルコト
 - 3 定期検査ヲ廃スルコト
- 一〇 取引所税
- 1 定期検査ヲ廃スルコト
- 一一 徴収事務
- 1 納税督促ヲ全廃スルコト
 - 2 納税督促ヲ調節スルコト
 - 3 督促状、債権差押通知書ノ字句ヲ現代的ニ改正スルコト
 - 4 延滞金徴改^{マズ}ノ範圍ヲ拡張スルコト
 - 5 滞納処分ニ関スル諸帳簿書類ヲ省略簡捷ニシ報告度数ヲ少クスルコト
 - 6 滞納処分ノ引継引受ヲ迅速ニスルコト
 - 7 徴収簿ハ簿記式トナシ西洋数字ヲ用ユル様改正スルコト
 - 8 納税告知書、納付書、現金払込書ノ類ハ複写紙ヲ用ユルコト
- 一二 会計事務
- 1 経費ノ流用範圍ヲ拡張スルコト
 - 2 配付予算内ニ於ケル物品ノ購入、其ノ他ノ支出ハ総テ之ヲ署長ニ一任スルコト
 - 3 官庁ヨリ發送スル郵便物ハ全部現金納付ニ改ムルコト
 - 4 日額旅費ヲ増加スルコト

- 5 旅費ノ支給ハ階級の差額ヲ可成少カラシムルコト
 - 6 稅務署ニ納稅施設費ヲ配賦スルコト
 - 7 囑託調査ノ謝金ヲ増配スルコト
- 一三 統計事務
- 1 署備付稅務統計台帳ヲ廢止スルコト
- 雜件
- 1 局署ニ常設委員ヲ置キ時々會合シ事務簡捷ノ方法ヲ討議シ、場合ニ依リ局署連合ノ委員會ヲ開催スルコト
 - 2 主稅局、監督局及稅務署員ヲ以テ委員ト為シ徹底の事務簡捷ヲ策スルコト
 - 3 各官庁トノ連絡ヲ一層緊密ニシ、相互共助ノ機運ヲ促進スル為メ主務大臣ヨリ夫々所属官庁ニ對シ訓示ヲスルコト
 - 4 異動地整理組合、營業稅所得稅申告取繼組合及納稅組合ヲ公認シ、補助金ノ交付又ハ表彰スルコト
 - 5 市町村吏員ノ指導誘掖ニ努メ稅務ニ對シ積極的ニ活動セシムルコト
 - 6 市町村吏員中稅務主任ノ任免ハ稅務署長ノ認諾ヲ要スルコトニ改ムルコト
 - 7 署長會議ノ際ハ大藏省ヨリ幹部出席シ、其ノ狀況ヲ親シク查察スルコト
 - 8 上級官庁ニ對スル報告ハ可成少クスルコト
 - 9 租稅現況報告及稅務統計ヲ市及市以外ニ区分調理スルコトトシ事務ノ簡捷ヲ図ルコト
 - 10 各種統計資料並ニ經濟調査ノ重複セルモノヲ統一スルコト
 - 11 各局ノ事務規定ヲ全国共通ノモノニ統一スルコト

- 12 諸帳簿類及諸報告書類ハ総テ横書ニ改ムルコト
- 13 補助簿ハ可成廢止スルコト
- 14 同一税種ニ対スル台帳ハ成ルヘク一樣ニ集約スルコト
- 15 事務室内ニ電話機ヲ増設シ執務ヲ敏速ニシ官民ノ利便ヲ計ルコト
- 16 能率増進策ノ一端トシテ文化的器具ノ利用ヲ図ルコト
- 17 文例、文体、用紙等、其ノ種類數種又ハ十數種アリテ繁雜ナルヲ以テ、文書形式ヲ單純ニスルコト
- 18 大都市稅務署庁舎ノ設備ヲ改善スルコト
- 19 稅務署庁舎及設備ヲ改善スルコト
- 20 永年勤続ノ租稅委員ヲ表彰スルコト
- 21 市町村ニシテ國稅ノ完納繼續十五年以上ノモノハ大藏大臣ヨリ表彰スルコト
- 22 地方稅制ヲ整理シ國稅附加稅ヲ緩和スルコト
- 23 地方稅以下督促手数料及延滞金ヲ制限スルコト
- 24 市町村ニ稅務囑託員ヲ常置スルコト
- 25 官庁ヨリ發スル郵便物ハ通信事務同様無料扱トスルコト
- 26 直稅所チキ罰法規バツノ適用ヲ勵行スルコト
- 27 直稅犯則者処分法ヲ制定スルコト
- 28 稅務代弁人ヲ公認スルコト

開会に當つては黒田主税局長より、左の如き懇篤なる挨拶があり、又太田国有財産整理部長より国有財産整理事務に関する沿革、其の他同事務の忽諸に付すべからざる所以を詳述せられ、同事務に対し司稅官各位の同情ある尽力を乞ふ旨の、いとも鄭重なる挨拶があつた。

黒田主税局長閉会の辞

閉会ニ臨ミマシテ、一言御挨拶ヲ申シ上ケタイト思ヒマス。

今回ノ會議ハ會議ノ開会日數ヲ諸種ノ事情ノ為メ二日間ニ制限シタル為、時間ニ少ナカラス不足ヲ感シタルカ故ニ、諸君ノ發言ニ對シ遺憾ナカラ頗ル短時間ニ時間ヲ制限スルノ已ムナキニ至ツタノテアリマス。從テ諸君ハ色々ト意見ヲ陳述セラルル御希望モ在ツタコトト存シマスカ、時間ヲ制限セラレタル結果ト致シマシテ充分ニ意見ヲ陳述スルコトヲ得ス、不満足ニ感セラレタル点モ多々在ツタコトト思考セラレマスカ、之レモ前申ス通時間ノ關係上洵ニ余儀ナキコトテアリマシテ、惡シカラス御諒承ヲ願ヒタイト思フノテアリマス。幸ヒ諸君ノ非常ナル御勉強ニ依リ兎ニ角一巡シテ御意見ヲ伺ヒ知ルコトヲ得マシテ、諸君カ日夜稅務行政ノ執行ニ付キ研究苦心セラルル所ヲ知り、深く満足シ且感謝スル次第テアリマス。只時間ノ余裕ナキ結果ト致シマシテ、諸君ノ御意見ヲ緩々拝聽スルコトノ出来ナカツタコトハ、洵ニ遺憾ニ思フノテアリマス、併シナカラ御意見ノ大体ノ項目ニ付キマシテハ、既ニ印刷シテ提出シテ在ルコトテモアリ、諸君ノ御意見ノ存スル所ハ大体ニ於テ了解シタコトト信スルノテアリマス。若シ今日陳述スヘキコトテアツテ仍尽ササル点ニ付キマシテハ、書面ヲ以テ提出セラレムコトヲ希望致シマス。諸君カ常ニ抱懷セラルル意見ニ付キマシテハ、幸ヒ各局ニ雜誌等ノ機関モアリ、又過般本省ニ設ケマシタ財務通報部ニ於キマシテモ、諸君カ直接其ノ衝ニ當ラルル稅務行政ノミナラス、広く一般財務行政ニ付キ諸君ノ如キ實際家カ意見ヲ發表セラルルコトヲ切ニ望テ居ルノテアリマスカラ、本省其ノ他一般ニ參考トナルヘキ事項ニ付キマシテハ、忌憚ナク最モ卒直ニ發表セラレ

ムコトヲ希望スル次第デアリマス。

諸君カ昨日來陳述セラレタル色々ノ御意見ノ中ニハ洵ニ有益ナルモノモアリ、又御尤モト思ハルル所モ多々アルノデアリマス、將來本省ノ施設ノ上ニ於キマシテノ参考トナルヘキコトハ、蓋シ多大デアラウト信スルノデアリマス。又諸君ノ陳述セラレタル御意見ニ對シマシテハ、本省ト致シマシテモ夫々意見ヲ持ツテ居ルノデアリマスカ、此等ノ御意見ニ對シ詳細ノ意見ヲ述ヘルコトハ時間モナク省略致シマスカ、只御意見ノ中立法事項ニ付キマシテハ之ハ開會ノ際ニモ一寸申述ヘマシタ通り、税制ノ根本的整理問題ハ、今ヤ理論ノ問題ヲ離レマシテ如何ニシテ此ノ複雑ナル税制ヲ整理統一スルカノ実行問題ニ移ツテ居ルノデアリマス。本省ニ於キマシテモ此ノ点ニ付キマシテ、常ニ研究ヲ重ネテ居ルノデアリマスカラ、此等ノ場合ノ参考ニ供シタイト思フノデアリマス。又立法事項ニ涉ラサル手續等ノ問題ニ付キマシテハ直ニ調査ニ着手致シマシテ、夫々稅務監督局トモ協議ヲ重ネ実行シ得ヘキ事項ニ付テハ速カニ実行スル考デアリマス。

本會開催ノ趣旨ハ開會ノ初メニ當リ申上ケマシタ通、從來地方在勤ノ諸君ハ時々上京シテ親シク本省ノ人々ニ接シテ、意思ヲ交換スル機會少ナク、為ニ遺憾ノ点モアリマシタノテ、其ノ機會ヲ作ルト同時ニ諸君カ各地方ニ於テ夫々其ノ地方ノ事情ニ応シテ種々施設考慮セララル所ヲ承リ、將來吾々ノ職務執行ノ參考ニ資セムトスルノデアリマス。段々御意見ヲ承リ吾々ニ於テモ多大ノ參考資料ヲ得タノデアリマスカ、諸君ニ於カレテモ今回ノ會議ニ依リ稅務行政ニ付キ大藏省カ如何ニ考慮シツツアルカヲ仔細ニ御了得ニナリ、又意志ノ疎通ニ付キマシテモ頗ル好結果ヲ齎シタコトト深く信スルノデアリマス。此ノ意味ニ於キマシテ本會議ハ所期ノ目的ヲ充分ニ達シタコトト信スルノデアリマス。

稅務官吏養成所設置ノコトニ付キマシテハ、諸君多數御意見ノ様ニ拝聽致シタノデアリマスカ、本件ニ付キマシテハ或ハ諸君ノ御考ニナツテ居ル所ヨリ今一步進シタ規模組織ヲ以テ、色々計畫ヲ樹テ、既ニ昨年震災前之二要スル予

算ヲ要求シタノテアリマスカ、不幸ニシテ昨年ノ大震災ノ為メ大ナル変化ヲ来シマシテ、實現ノ運ヒニ至ラナイコトハ、諸君ト共ニ洵ニ遺憾ニ存スル次第デアリマス。其ノ他稅務行政ノ執行ニ付キ施設改善ヲ要スル緊急ノ經費ニ付キマシテモ、夫々計画ヲ樹テ十三年度予算編成ニ方リ、概算ヲ要求シタノテアリマスカ、之亦前述ノ理由ニ依リマシテ實現ニ至ラナイノテアリマス。此等予算二関スル点ニ付キマシテハ、將來ト雖モ出来得ル限り實現ニ努力スル覺悟デアリマス。

明日ハ會議ノ日數中ニ加ハツテ居ルノテアリマスカラ、諸君ノ事務上ノ疑問等ニ付キマシテハ課長事務官等ニ付キ、腹藏ナク意見ヲ交換セラレマシテ、本省ノ意ノ存スル所ヲ充分御了解ニナリ御歸リニナラムコトヲ希望致シマス。

諸君ハ事務極メテ多忙ナル折柄、震災後諸般不便ナル東京ニ遠路才集リヲ願ヒ、殊ニ會議ニ当リマシテハ非常ニ御勉強下サイマシテ、本會ヲ無事閉会スルコトヲ得マシタノハ、私ノ深く満足シ且ツ感謝スル次第デアリマス、茲ニ閉會ニ当リマシテ諸君ノ勞ニ対シマシテ厚クオ礼ヲ申シ上ケマス。オ歸リノ上ハ部下一同ニ対シ本省ノ意ノ存スル所ヲ才伝ヘ下サルト同時ニ、將來一層部下ノ指導誘掖ニ努メラレ、以テ稅務行政ノ円滿ナル執行ヲ庶幾セラレムコトヲ切ニ希望スル次第デアリマス。

〔財務協會雜誌〕第六卷第一号

152 大正13年6月 署長會議における局長訓示要領

大正十三年
六月十六日 稅務署長會議訓示要領「大阪稅務監督局長篠崎昇」

茲ニ本日、復ヒ管内稅務署長ノ會同ヲ催シ、稅制運用ノ方針ニ関シ親シク余ノ所懷ヲ披瀝シ、併テ稅政刷新ノ方策

二関シ諸君ト協議スルノ機会ヲ得タルハ、余ノ洵ニ幸榮トスル所ナリ。

緒言 稅政方針ノ大綱ハ、昨年会同ノ際、既ニ内外ニ宣明シタル所ニシテ、顧ミテ之ヲ執行ノ実績ニ徴スルニ、概シテ訓示ノ要旨ヲ愆ラス、著々トシテ成績ヲ挙ケ諸君努力ノ蹟大ニ見ルヘキモノアルニ至リタルハ、諸君ト共ニ我カ稅政上誠ニ同慶ニ堪エサル所ニシテ、余ハ此ノ機会ニ於テ深ク諸君ノ勞ヲ多トシ、感謝措ク能ハサル所ナリ。然レトモ我カ理想トスル稅政ハ前途尙遼遠ナリ、特ニ当局ノ如ク我カ邦中部商工業ノ大都市及ヒ優良府県ヲ統轄スル地方ニ於テハ、時代ノ推移ト經濟界ノ變遷ニ伴フテ、進シテ計畫ヲ樹テ將來ニ施設ヲ要スヘキモノ頗ル多シ。余ハ平素積極進取ノ大方針ニ則リ終始一貫、更ニ諸君ノ協戮ニ俟テ我カ稅政ノ改善刷新ヲ企図セントス、是レ復ヒ諸君ト会同ノ機会ヲ利用シ更ニ數言ヲ附加セントスル所以ナリ。

經濟界ノ大勢 惟フニ我カ經濟界ハ戦後引続キ萎靡不振ノ状態ヲ脱スル能ハス、殊ニ昨秋九月関東地方ニ於ケル前古未曾有ノ大震災以來、漸次不況ヲ繼續シ来リテ、内外ノ産業ハ一層ノ打撃ヲ蒙リ、産業ノ恢復經濟ノ復興ハ未タ容易ニ逆睹シ能ハサルモノアリ。從テ社会經濟現象ヲ対象トスル我カ稅務ノ執行ハ、愈々益々困難ヲ加ヘ来リ、吾人ノ職責ノ弥々重且大ナルヲ感セシメスンハアラス。故ニ諸君ハ平素一般經濟現象及管内取引状態ヲ觀察シテ、依テ以テ適実公正ノ課稅ヲ行ハンコトニ努力セサルヘカラス。財務通報ノ新設 然ルニ稅務官吏ハ往々ニシテ稅務ノ執行ニノミ是レ没頭シ、我カ經濟財政ノ大勢ヲ窺知セサルカ為メ、其ノ眼識甚タ狹隘ニシテ、所謂常識ヲ逸シタル行政ヲ行ハントスルモノ尠ナカラス。是レ這般大藏省ニ於テ財務通信部ヲ設ケ、中央政府ノ財政經濟ニ関スル大体方針ヲ各署ニ通報シ、又兼テ地方財務ノ大様ヲ中央ニ通信セシメントシタル所以ナリ。諸君ハ須ラク本規程ノ精神ヲ体得シテ政府ノ根本方針ニ遵ヒ、稅制運用上大局ノ打算ヲ過ツナカラシムコト期セヨ。

民衆化ノ誤解 稅務行政ノ根本方針ニ一大幅刷新ヲ加ヘタルコトハ、昨年会同ノ際親シク訓示シタル所ニシテ、要スル

二「社会民心ノ帰嚮ヲ察シ、時代思潮ノ推移ニ鑑ミ、時代順応ノ施設ヲ講シ、大綱ヲ捉ヘテ煩瑣ニ流レス、寛厳宜シキヲ制シ、国民ヲシテ理解アル納税ヲナサシメン」トスル趣旨ニ外ナラス。然ルニ此ノ根本方針遂行ノ手段トシテ国民協調、税政ノ民衆化ノ高調セラルル為、多数ノ稅務官吏中ニハ或ハ其ノ趣旨ヲ誤解シ、又ハ其ノ手段方法ヲ過リ、往々ニシテ税法ノ解釈適用ヲ悖リ、又動モスレハ徒ラニ民心ノ歎心ヲ買ヒ世人ノ指彈ヲ招クモノナキニ非ス。諸君ハ宜シク刷新セラレタル我カ税政ノ根本方針ヲ十分ニ理解シ、其ノ実行方法ニ至リテハ須ラク工夫考案宜シキニ順ヒ、又能ク部下吏僚ヲ董督シテ、些ノ遺憾ナカラシムコトヲ期セサルヘカラス。

納税者ノ感想 稅務執行ニ対スル納税者ノ感想如何ハ、税政ノ民衆化ノ実行上稅政当務者ノ常ニ注意ヲ払ハサルヘカラサル要点ナリ。素ヨリ租稅法令ノ要旨ハ帝国臣民ノ夙ニ知得セサルヘカラサル所ナルモ、多数ノ納税者中ニハ租稅法令ノ規定ヲ弁別セスシテ、唯稅法適用ノ結果ニ付テ非議スルモノ尠ナカラス、加之假令法令上ノ義務ハ十分之ヲ諒得スル者ト雖、現実納稅ヲナス場合ニ至リ法令執行者ヲ云為スルモノアルハ蓋シ人情ノ常態ナリ。且夫レ吾人司稅機關ト雖、亦一面ニ於テハ一個ノ納税者ナリ、自ラ執行セントスル所ハ先ツ己ヲ被治者ノ地位ニ置キテ、其ノ感想得失ヲ考究スルハ善政ヲ施スノ楷梯ナリ。現今ノ財務ハ政府及國民協力一致、俱ニ共ニ国力ノ充實進展ヲ期スルヲ主眼トセサルヘカラス、諸君ハ常ニ官公衙其ノ他ノ団体ト連絡協調ヲ保チ、又一般納税者ノ声ニ傾聴スルト共ニ、其ノ執行セントスル方針ニ就テハ予メ其ノ理解ヲ求メ、依テ以テ國民ト共ニ偕ニ我カ稅政ノ發揚ヲ期図セラレシムコトヲ望ム。

納稅義務心ノ涵養 納稅義務心ノ涵養ハ、稅政ノ民衆化ト相俟テ稅制運用上最モ重要視スヘキニ不拘、従来当局ノ施設未タ見ルヘキモノ尠ナキハ甚タ遺憾トスル所ナリ。素ヨリ納稅ニ対スル國民ノ感情ハ、国家組織ノ根蒂ヨリ見テ各國各々其ノ趣ヲ異ニスト雖、政府当局ノ施設及為政者ノ努力如何ニ依リテハ、其ノ國民性ヲ善導シテ納稅義務心ノ涵養ヲ期スルコト、決シテ難事ニ非ス。納稅組合ノ勸奨 是レ余カ夙ニ納稅組合勸奨ノ大方針ヲ樹テ、各地ニ是レカ宜

伝普及ヲ計画シ、逐年其ノ功ヲ収メ来リタル所ニシテ、当局ニ於テモ亦客歲新規事業トシテ納税組合勸奨ノ方針ヲ樹立シ、国家及国民ノ為メ寄与スル所アラントシタルニ、幸ニ地方有志ノ共鳴ヲ招キ其ノ成果ノ覩ルヘキモノアリタルハ、諸君ト共ニ洵ニ慶賀ニ堪エサル所ナルモ、事業創始ノ際ニ在リテ前途程退キモノアリ。近時一般民衆ノ心理動モスレハ条理ヲ忘レテ過激ニ走り、多衆相倚リテ秩序ヲ紊乱セントスル傾向アルノ時、民心ヲ善導シ国家奉仕ノ觀念ヲ養成スルニハ、国民必至ノ義務遂行ノ手段トシテ、納税組合ヲ奨励スルニ若クハナシ。諸君ハ能ク余カ根本方針ヲ諒得シテ地方官公衙ト相提携シ、又管内有志ト胥謀リ、国家百年ノ大策ニカヲ注キテ画策経営、速力ニ有終ノ美ヲ濟シンコトヲ期セヨ。

申告義務ノ養成 若シ夫レ法令ノ命スル申告義務ニ至リテハ、我カ国民ノ文化欧米ノ夫レト相距ル遠ク、徒ラニ執行当務者ノ手数ト無用ノ国費ヲ消費シ、巷テ官民間ノ意見疏通ヲ欠クニ至ルコト尠ナカラス。諸君ハ適當ナル施設ノ下ニ民衆ヲ善導シ、法令ノ予期スル納税申告ノ奨励ニ努力セサルヘカラス。是レ即チ公平適実ノ課税ヲ実行シ、又倍々激増スル署務ヲ簡捷ニシ、以テ積極的行政ヲ行ハントスル第一歩ナリ、敢テ諸君ノ猛省ヲ請フ所以ナリ。

都市集中主義 輒近我カ經濟界ノ發展ハ、都会及其ノ付近ニ於テ最モ著シク、地方農村ハ頻年却テ衰頽ニ傾キツツアルハ一般人士ノ認ムル所ニシテ、我カ稅務ノ執行モ亦從テ大小ノ都会ニ於テ愈々益々複雑多忙ヲ極ムルニ至リタリ。然ルニ所要經費及人員ハ斯ノ如キ稅務ノ膨張ニ随伴スルコト能ハサルノミナラス、却テ逐年緊縮減少ノ止ムヘカラサルノ状態ニ在リ、之ヲ以テ一定ノ人員經費ヲ以テ國費ノ需要ヲ充タシ、兼テ國民負担ノ權衡ヲ保持セントセハ、勢ヒ地方小稅務署ノ定員及經費ヲ刪減シテ都会ニ集中セサルヘカラス、是レ余カ稅務ノ都会集中主義ヲ執ル所以ニシテ、蓋シ現今ノ稅務行政上誠ニ止ムヲ得サルノ政策ナリ。画一主義ヲ排ス、又我カ管内多數ノ稅務署中ニハ大小輕重ノ差白ラ異ナルモノアリ、從テ稅務ノ執行及是レカ監督ハ必スシモ画一主義ニ則ルコト能ハス、各署ノ実況ニ依リ其ノ施

設ヲ異ニシ、其ノ行政ノ手段ヲ替フルハ、即チ管内ノ經濟現象ニ適応シテ公正ナル稅務執行ヲ期スル所以ナリ。本局ハ各署ノ統一指導ヲ是レ任トスルハ勿論ナルモ、今日ノ情勢ヨリ之ヲ觀レハ極端ナル画一主義ハ却テ課稅ノ不公平ヲ誘致スルニ至ラントス。若シ夫レ処務細則ニ定ムル分課分掌ニ是レ拘泥シ繁閑各々其ノ人ヲ異ニセハ、本局方針ノ遂行ハ得テ期シ能ハサルノミナラス、遂ニ円満公正ナル稅政ヲ行フコト能ハサルヘシ。諸君ハ宜シク所定ノ經費及人員ノ範圍内ニ於テ、或ハ分課ヲ併合シ、或ハ相互兼務ノ制ヲ立テ事務ノ分量ニ応シテ、各々適當ナル施設ヲ試ミ、各課係ノ連絡協調ヲ保チテ、各課各人割拠ノ陋習ヲ打破シ、戮心協力以テ稅政ノ舉揚ヲ策セラレンコトヲ望ム。

署務處理ノ大綱一、直稅 稅務署ニ於ケル各般ノ事務中、其ノ影響スル所最モ広汎ニシテ利害關係ノ深キモノハ直稅事務ナリ、故ニ直稅事務ノ執行ニ當リテハ、其ノ調査ヲ周到ニシ法令ノ適用ヲ慎ミ、其ノ處理ヲ神速ニシ渋滞ナカラシムルハ最モ緊要ノ事ニ屬ス。昨年度ニ於ケル一般監督ノ成績ヲ觀ルニ、概シテ改善進歩ノ跡著シキモノアルハ、主トシテ諸君勵精ノ結果ニシテ大ニ喜フヘキカ如シト雖、尚未タ改善攻究ノ余地少ナカラサルヲ認メサルヲ得ス、諸君ハ須ラク年度ノ当初ニ於テ適當ノ計畫ヲ樹テ課稅ノ充實ヲ期スルト共ニ、渋滞事務ヲ一掃シテ更ニ進ンテ積極的施設ヲ講セラレンコトヲ望ム。

二、間稅取締要諦 間稅取締要諦 間稅取締要諦ノ要諦ハ、要スルニ租稅法令ノ精神ニ遵ヒ脫稅連稅ヲ事前ニ予防シ、違犯者ヲ嚴罰シテ犯則者ノ撲滅ヲ期スルニ在リ。其ノ検査監督ニ當リテ徒ラニ規程ノ末節ニ拘泥シ、形式ニ走りテ實質ヲ弁セサルカ如キハ、取締法規ノ精神ニ非ルト共ニ、又猥リニ形式ヲ省略シ事務簡捷ニノミ熱中シテ、遂ニ取締ノ趣旨ヲ忘ル如キハ、其ノ要諦ヲ得タルモノニ非ス。要ハ須ラク形式的監督ヲ避ケ、實質的取締ノ徹底ヲ期スルニ在リ。間稅取締ノ方針ハ事前予防主義ニアリ、其ノ検査監督若ハ犯則検査ノ如キハ、予防主義實行ノ一段ニ外ナラス、是レ本局特別監視員ニ單行主義ヲ執リ、又印紙稅改正要旨ノ宣伝及不斷臨檢主義ヲ採ル所以ナリ。諸君ハ宜シク管内當業者ノ性行閱

歴ニ考へ、又間接税民衆化ノ方法ヲ案出シテ適宜ノ予防施設ヲ講シ、依テ以テ犯則者事前防止ノ方途ヲ策セサルヘカラス、是レ余カ諮問案トシテ間税犯則ヲ防方策ヲ問ハントスル所以ナリ。

徴収成績 若シ夫レ国税徴収ノ成績ニ至リテハ、近年經濟界ノ一般の不況ニモ不拘、漸次良好ノ域ニ向ヒツツアルハ、主トシテ市町村当務者ノ督励宜シキヲ得タルニ基クヘシト雖、又諸君力下僚ト共ニ計画施設其ノ宜シキヲ制シタル結果ニ外ナラス。余ハ爰ニ諸君ノ努力ニ対シ滿腔ノ謝意ヲ表スルモノナレトモ、我カ經濟界ハ本年ニ入りテ益々不振ヲ重ネ、国税徴収上ノ困難愈々倍加シツツアルノ時、更ニ一層ノ奮励ト努力ヲ望マスンハアラス、敢テ特ニ一言ヲ費シテ諸君ノ留意ヲ請ハントスル所ナリ。

本年度ノ新規事業 本年度ニ於ケル新規施設ニ至リテハ、已ニ夫レ夫レ訓達シタル所ニ係リ、各署ハ著々之レカ実行ニ努メツツアルヲ信スト雖、就中第三種所得税ニ於ケル田畑所得標準ノ改調、營業稅審査會開會ノ繰上ケ、法人及相続税ノ渋滞事務整理、相続稅標準ノ改調、都會付近ニ於ケル地租事務ノ整理、間税犯則者ノ予防的施設、及納稅組合ノ勸奨等ハ本年度ニ於テ特ニ改善ヲ期図シタル重要ナル点ニシテ、殊ニ大都會地ニ於ケル稅務ノ刷新改善ハ本局ニ於ケル根本方針トシテ余カ最モ熱心ニ努力スル所ナリ、諸君ハ能ク本局方針ノ存スル所ニ適從シ速カニ優良ノ成績ヲ擧ケンコトヲ期スヘシ。

国有財産ノ整理 国有財産ノ整理ハ、一昨年国有財産法ノ施行ニ依リテ大藏省ニ於テ統一管理スルコトトナリタルモノナルカ、爾來施行既ニ二ケ年ニ迫ヒタルモ、本法制定ノ趣旨未タ一般ニ徹底セス、或ハ引繼ヲ肯セサルモノアリ、或ハ所在不明ナルモノアリ、是レカ払下若ハ貸付ノ申請ニ至リテモ、民部ニ於テハ今尚地方庁ニ請願シ來ルモノ尠ナカラサルカ如シ。斯ノ如キハ畢竟關係法令ノ一般ニ普及セサル結果ニシテ、本法施行上甚タ遺憾トスル所ナリ。特ニ大藏省ニ於ケル国有財産ノ管理処分ノ当否ハ、今後ニ於ケル各種財務行政ノ統一上ニ影響スル所尠ナカラサルモノア

リ、諸君ハ最善ノ注意ト努力トヲ以テ本法施行上些ノ遺憾ナカラシムコトヲ望ム。若シ夫レ国有財産法ノ要旨及其ノ手続ノ周知方ニ至リテハ、適當ノ機會ト所有方法ヲ以テ之ヲ民部ニ宣伝シ、依テ以テ官民相互ノ誤解ヲ解クコトニ注意スヘシ。

官紀ノ肅正 終リニ官紀ノ肅正ニ至リテハ、客年会同ノ際一言シタル所敢テ再説ノ要ナキカ如キモ、既往一ケ年ノ事蹟ニ徴スルニ、肅正ノ実見ルヘキモノナク、諸般ノ事務著々トシテ改善ノ域ニ進ミツツアルニ不拘、独り一般收税官吏ノ綱紀ニ至リテハ、年ヲ追フテ愈々弛緩シ来リタルノ憾ナキ能ハス。彼ノ往々ニシテ不祥事件ノ突発ヲ見ル如キハ、畢竟諸君ノ部下監督未タ全カラサルアルニ是レ因ラスンハアラス、殊ニ近時人心浮華驕慢ニ走り、或ハ時代ノ惡傾向ニ感染シ、熱心忠誠ノ念弥々薄ラキツツアル如キハ、我カ税界百年ノ清節ヲ一朝ニシテ覆スモノニシテ、就中大都会ニ於ケル吏員ノ執務甚タ緊張ヲ欠キ、能率ノ挙カラサルモノアルヲ耳ニスルカ如キハ甚タ遺憾トセサルヲ得ス。諸君ハ宜シク刻下ノ我カ財政状態上人員及経費ノ増加到底覚束ナキヲ覚悟シ、自ラ範ヲ示シテ能率増進ト士氣ノ緊張ヲ図リ、余カ根本方針ノ遂行上些ノ遺憾ナカラシムルト共ニ、又能ク下僚ヲ訓戒シテ過失ヲ未前ニ防止センコトニ努力セラレンコトヲ望ム。(終リ)

(昭55 大阪 17)

153 大正13年12月 行政整理に付主税局長通牒

訓示第三号

部長

我國現下ノ情勢ハ財界ノ凋落ニ加フルニ帝都ノ復興ヲ前途ニ控へ、國費異常ニ膨張シテ内外倍々多事ナラントシ、正ニ一大整理ヲ要スヘキノ時機ニ際会セリ、当局者ハ此世運ノ趨勢ニ鑑ミ与論ニ察シ慎重考案、万難ヲ排シテ遂ニ財政行政ノ根本的整理ヲ敢行シ、一ニ經費緊縮ヲ図リ一面亦タ國富ノ充実ヲ期シ、他日ニ備フルノ舉ニ出テラレタルハ寔ニ止ムヲ得サル措置ニシテ、現下國運ノ進展上蓋シ当然ノ対策ナリト謂ハサルヘカラス、由來行政財政ノ整理実行ハ事頗ル至難ノ業ニ属スルモ、上述ノ趣旨ノ遂行上多大ノ不便不利ヲ隱忍シテ、一ハ稅務署ヲ併合ヲ行ヒ、他ハ人員ノ減少ヲ計ルコト、ナリ、其結果トシテ我管内ニ在リテモ今回多數ノ吏員ヲ減員スルニ至リタリ、此レ邦家ノ大計上真ニ余義ナキノ致ストコロトハ云へ、翻テ不幸其選ニ入りタル者ニ対シテハ洵ニ同情ノ念ニ堪ヘサルモノアリ

今回離職セラルル諸君ノ内長キハ數十年、短キモ年余ノ間平素精勵勤勉、夙夜稅務ノ為尽瘁努力シ大ニ其成績ヲ發揚セラレタルニ不拘、偶々整理ノ厄難ニ逢着シテ其ノ犠牲トナリ、進ンテ勇退ヲ見ルニ至リタルハ、其決意寔ニ推賞スルニ余リアリト云フヘク、諸君カ多年考究獻策シテ稅務ニ培ヒタル万般ノ事蹟ハ、將來事務ノ執行上裨補スルトコロ多大ナルモノアルヘク、其功績ハ永世不朽ニ伝ヘテ後進者ノ龜鑑トナスニ足ルモノアルヲ確信ス、今ヤ親ミ深カリシ稅務官庁ヲ離レラレムトスルニ際シ、在職中ノ功勞ヲ感謝スルト共ニ、併セテ今後大ニ自重自愛シ更ニ新ナル方面ニ於テ益々活躍發展セラレ、功成リ名遂ケテ晩年ヲ全フセラレンコトヲ希望シテ止マサルナリ

事務ノ簡捷能率ノ増進ニ付テハ屢次論告スルトコロアリシカ、今回兩政整理ノ実行ニ伴ヒ定員ノ減少經費ノ緊縮ヲ見ルニ至リタル為、サナキダニ多忙多難ナリシ我カ稅務ハ、今後益々繁劇ニ堪ヘサルモノアルニ至ルヘキハ想像スルニ難カラス、吏員諸君此際一層其意氣ヲ緊張シテ陣容ヲ整エ、更始一新諸事簡捷ヲ貴ミ刷新改善ニ努メ、思索考究ヲ懈ラス銳意熱心事務ノ繁活処理ニ全力ヲ傾注シテ共助協力能率ノ増進ヲ図リ、以テ其成績ヲ顯揚シ人員經費ノ減少ニ禍

セラレテ、寸毫モ其ノ地歩ヲ失墜スルカ如キコトナキヲ期スヘシ

大正十三年十二月八日

熊本稅務監督局長 近藤春台印

職第三七二号

大正十三年十二月十六日

熊本稅務監督局印

稅務署長殿

大藏大臣秘書官ヨリ別紙ノ通照会有之タルニ付テハ、其署ニ於テ今回ノ整理ニ因リ離職シタル者ノ内、求職希望者氏名、並既ニ就職口ノ決定シタル者ノ氏名及就職先等至急取調、本月二十二日迄ニ申報セラルヘシ

追テ、右期日迄本局ニ申報書到達ノ見込ナキトキハ、左記電信符号ヲ以テ先ツ人員ノミ申報シ、同時ニ氏名其他ヲ書面ニテ申報セラルヘシ

電信符号

イ 求職希望者

ロ 就職口決定者

電信例

イ 二 ロ 一

此訳文

求職希望者二人 就職口決定者一人

官房職甲第七六七号

大正十三年十二月十三日

大蔵大臣秘書官

熊本稅務監督局長殿

今回行政整理ニ因リ職ヲ離レタル者ノ中ニシテ就職困難ナル者ニ対シテハ、各庁相互ノ連絡ヲ採リ社会局ニ於テ職業紹介事務局ヲ介シ之カ就職方ニ関シ斡旋尽力セラル、コトニ協議相整ヒ候ニ付テハ、貴部下ニ於ケル離職者ニシテ求職希望ノモノ有之候ハ、不取敢其人員数承知致度候間、至急電報ニテ御回報有之度、右及照会候也

追テ、今回ノ離職者ニシテ既ニ其就職口ノ決定シタル者有之候ハ、其人員数ヲモ御報告相成度、尚本件職業紹介ニ関スル細目ニ就テハ之カ印刷物御送付可致見込ニ候

右御含置相成度候也

秘第四二八号

大正十三年十二月二十五日

熊本稅務監督局㊤

稅務署長殿

大藏省主税局長ヨリ別紙ノ通り通牒アリタルニ付テハ、能ク其趣旨ヲ体シ、苟クモ違背セサル様特ニ留意セラルヘシ

主親秘第一二七号

大正十三年十二月二十日

大藏省主税局長 黒田英雄 印

熊本税務監督局長殿

今回政府カ万難ヲ排シテ行政整理ヲ断行セラレタルハ、実ニ我国現下ノ財政經濟上ノ難局ヲ打開シ、財政ノ基礎ヲ鞏固ニセンカ為ナリト雖、之ニ因リ我カ稅務行政ニ関スル經費ハ多大ノ削減ヲ受ケ、其ノ結果一方ニ於テハ多数稅務署ヲ廃合シ、諸般ノ施設計畫ヲ縮少スルト同時ニ、他方ニ於テハ多年功勞アリ經驗ニ富ム有為ナル官吏ノ退職ヲ余儀ナクスルニ至レリ、稅務行政カ歳ト共ニ複雑多端ヲ加フルノ秋、經費ノ節減ト人員ノ減少トヲ受ケテ之ニ善処セントスルハ、實ニ至難ノ事業ナルヘシト雖、而モ稅務行政ノ振作改善ハ一日モ之ヲ忽ニスヘカラス、職ニ稅務ノ任ニ当ル者、此ノ場合ニ於テ画策施設其ノ宜シキヲ得ス、為ニ課稅ノ公平ヲ失ヒ歳入ノ減少ヲ来シ、更ニ国民ニ不便ヲ感セシムルカ如キコトアラハ、折角断行セラレタル行政整理ノ效果ヲ没却シ、稅務行政ノ前途ヲ誤ルニ至ルヘキヲ以テ、各位ニ於テハ克ク難キヲ忍フト共ニ、緊張事ニ当リ銳意諸般事務ノ上ニ刷新改善ヲ加ヘサルヘカラス、而シテ其ノ策固ヨリ二三ニシテ止マラス、各位ノ考究ニ係ハルモノ多々アルヘシト雖、左記諸点ノ如キハ各位ト共ニ必行ヲ期サムトス

- 一 形式ヲ排シ実効ヲ重シ小益ヲ捨テ、大効ヲ収ムルノ方針ニ出ツルコト
- 二 執務ノ方法ヲ改善シ極力事務簡捷ノ実ヲ挙クルコト
- 三 有能ヲ薦メ適材ヲ適所ニ配スルハ能率増進ノ根本義ナルヲ以テ、有能拔擢、信賞必罰ヲ不断ニ実行シ、吏僚ノ意氣ヲ鼓舞スルニ勵ムルコト

四 稅務署廢合ノ為ニ生スヘキ民部ノ不便ハ、各種ノ方策ヲ考究シテ極力之ヲ緩和スルニ努メ、法規・理論ノ末節ニ拘泥シテ民部ノ便益ヲ害スルカ如キコトナキヲ期スルコト

五 百般ノ施設モ結局人ニ俟ツ、吏員ノ養成訓練ハ總テニ通スル根本策ニシテ、最先ノ急務ナリト信スルヲ以テ、其ノ方法等ニ付テハ一般ノ改良工夫ヲ加ヘ実効ヲ挙クルニ努ムルコト

大正十四年度ノ予算編成ニ當リ、新規要求ハ殆ント總テヲ排スルノ已ムナキ場合ニモ拘ラス、特ニ稅務官吏教養ノ為ニ新ニ若干ノ經費ヲ計上セラレタルハ、畢竟スルニ稅務行政ノ重要ニシテ其舉否ノ影響スルコロ極メテ大ナルヲ顧念セラレタル結果ニ外ナラス、各位ハ克ク此ノ趣旨ヲ体シ、益々稅務行政ノ振作改善ニ努力セラレムコトヲ望ム
右依命通牒候也

(平5 熊本 7)

154 大正14年5月 局長會議における大藏大臣訓示

大正十四年五月二十五日

広島稅務監督局長 小島 誠臣

各 部 長 殿

各 稅 務 署 長 殿

大藏大臣訓示要領傳達ノ件

先般開催セラレタル稅務監督局長會議ニ於ケル大藏大臣訓示要領、別紙ノ通ニ付職員一同克ク其ノ趣旨ヲ服膺シ遺憾

ナキヲ期セラルヘシ

浜口「雄幸」大蔵大臣訓示要領（大正十四年五月六日 稅務監督局長會議席上）

茲ニ稅務監督局長會議ヲ開クニ當リマシテ、一言所懷ヲ申述ヘタイト思ヒマス

我国ノ經濟界ハ御承知ノ如ク近年不振ノ狀況ヲ続ケマシテ、殊ニ一昨年關東ノ大震災以來ハ更ニ其ノ度ヲ加ヘ、未タ二回復致シマセヌコトハ、諸君ト共ニ甚タ遺憾トスル所テアリマス、此ノ經濟界不況ノ時ニ於ケル稅務行政ノ執行ハ、特ニ慎重ナル注意ヲ要スルト同時ニ、頗ル困難ナルコトハ申ス迄モナイ所テアリマスカ、幸ニシテ今日迄差シタル批難ヲ聞カナイノハ、全ク諸君カ我国現下ノ經濟事情ニ応シテ適切ナル稅務行政ヲ執行セラレテ居ルカ為テアルト考ヘマスルノテ、此ノ機會ニ於テ諸君平素ノ劳苦ニ対シ謝意ヲ表スル次第テアリマス、斯カル際ニ於テ若シ課稅其ノ當ヲ得サラムカ、納稅者ノ苦痛甚タ大ナルモノアルハ勿論、各方面ニ影響スル所決シテ尠クナイノテアリマスカラ、将来更ニ一層ノ御注意アラシムコトヲ希望致シマス

國民租稅負擔ノ公正ヲ図ルカ為ニ稅制整理ヲ行フノ必要アルコトハ、我国多年ノ懸案テアツタノテアリマスカ、此ノ問題ハ財政上並ニ國民經濟上影響スル所頗ル大ナルモノカアリマシテ、慎重ナル調査講究ヲ要シマスルノテ、今日迄之カ実現ヲ見ルコトカ出来ナカツタノテアリマス、然シ政府ニ於キマシテハ最早議論ノ時代テハタイト考ヘマシテ、今回愈々之ヲ実行スルノ決心ヲ致シ、既ニ稅制調査會ヲ設ケテ之カ調査ニ着手シ、是非其次期ノ議會ニハ稅制整理案ヲ提出致シタイト考ヘテ居ルノテアリマス

時勢ノ進運ニ伴ヒマシテ經濟界カ愈々複雑ニナリ、稅務行政ノ事務モ亦從テ益々多端トナルコトハ当然テアリマス、然ルニ昨年行政整理ノ行ハレマシタル結果、稅務行政機關ノ上ニ於キマシテモ尠カラサル人員及経費ノ削減ヲ見ルニ至リマシタコトハ、全ク國家財政ノ大局上已ムヲ得サルニ出テタノテアリマシテ、其ノ辺ノ事情ハ諸君ニ於テモ充分

諒察サレテ居ルコトト信スルノテアリマス、斯クテ事務ハ益々繁雜トナルニ反シテ人員經費ノ減少致シマシタル以上、勢ヒ能率ヲ増進セシムルヨリ外ニ途ハナイノテアリマス、此ノ点ニ付キマシテハ諸君ハ今後十分ニ工夫ヲ凝ラシ適當ナル施設計画ヲ樹テ、以テ稅務行政ノ成績ヲ挙クルコトニ最善ノ努力ヲ払ハルルノ必要カアルト思フノテアリマス、而シテ能率ノ増進ハ優良ナル人物ヲ養成シ、稅務官吏ノ素質ノ向上ヲ図ルニ依ルモノ多キハ言フ俟タナイ所テアリマス、政府ニ於テモ深ク此ノ点ヲ考慮致シマシテ財政緊縮ノ折柄ナルニ拘ラス、本年度予算ニ於テ特ニ稅務官吏ノ養成費ヲ計上致シタ次第テアリマス、諸君ニ於カレマシテモ政府ノ意ノアル所ヲ体シテ、銳意部下職員ノ訓練養成ニ努メラレンコトヲ切望シテ止マナイ次第テアリマス

官紀ノ振肅ニ付テハ從來屢々示達致シタ処テアリマシテ、諸君モ亦平素深く留意セラレテ居ルコトト信スルノテアリマス、然ルニモ拘ラス近時尚往々ニシテ稅務官吏ノ非違ヲ耳ニスルハ、寔ニ遺憾ニ堪ヘナイ所テアリマス、申ス迄モナク稅務官吏ハ他ノ一般行政官吏ト異リ、直接國民ノ財產狀態ニ關係致シマスルノテ、特ニ清廉潔白ナルコトヲ要スルノテアリマス、而シテ其ノ不正行為ハ直ニ國民ニ疑懼ノ念ヲ懷カシメ、延イテハ一般稅務行政ノ執行上大ナル障害ヲ來スノ虞カアルノテアリマス、諸君ハ平素部下ノ性行勤惰ヲ審ニシ、任免黜陟其ノ宜シキヲ得、深ク部下ヲ戒飭シテ禍根ヲ未然ニ防クト同時ニ、若シ万一不正行為ヲ敢行スル者アラハ断乎トシテ之ヲ処分シ、以テ嚴正ナル綱紀ノ維持ニ努メ、稅務官吏ヲシテ苟モ不正行為ナカラシメンカ為ニ最善ノ注意ヲ払ヒ、万遺漏ナカラシコトヲ希望スル次第テアリマス

終リニ諮問事項ニ付テハ、稅務行政執行ノ任ニ當ツテ居ラレル諸君ノ實際上ノ經驗ニ照シ、我國情ニ適切ナル意見ヲ開陳セラレンコトヲ期待致シテ居ルノテアリマス、何卒十分ニ腹藏ナキ所ヲ披瀝セラレテ当局ノ參考ニ資セラレンコトヲ望ミマス

155 大正14年6月 大蔵省間税事務講習会開催要領

〔秘第二二二号〕

〔14・6・8 熊本税務監督局印〕

税務署長殿

七月一日ヨリ九月十日迄ノ予定ヲ以テ、間税事務従事者養成ノ為、本省ニ於テ税務講習会開催ノ見込ナル旨通牒有之タルニ付、別紙講習会要領第四項ノ資格者ヲ選抜シ、折返左記様式ニ依リ推薦セラルベシ
追テ、推薦ニ依ル者ノ中ヨリ適當ノ者ヲ本局ニ於テ選定スルニ付了知シ置カルヘシ

税務講習員推薦書

税務署長 〔省略〕

記

講習会要領

一 会 期

約七十日間（七月一日ヨリ九月十日マテノ予定）

二 講習人員 六十一名

東京局

一〇

大阪局

一四

札幌局

二

仙台局 七 名古屋局 一〇 広島局 八

熊本局 一〇

三 講習科目

民法 商法 行政法 刑法 刑事訴訟法 犯罪捜査
財政学 経済学 社会学 醸造法 染織法 日本租税制度
各国租税制度 税法及実務 服務心得及課外講話

四 講習生資格

現在判任官ニシテ左ノ資格ヲ有スル者中ヨリ選定ス

(イ) 俸給七級俸以下、年齢三十歳以下ニシテ、満二年以上判任官トシテ間税事務ニ従事シタル者ナルコト
(ロ) 志操健実、身体強壯ニシテ永ク税務ニ従事スル見込アルモノナルコト

(ハ) 中学卒業、普通試験合格又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認ムルモノニシテ前途有望ノ者ナルコト

五 講習生給与

往復旅費ノ外、左ノ滞在日当ヲ給スルコト

(イ) 勤務地ニ扶養スヘキ家族アルモノ 一日金二円

(ロ) 同 扶養スヘキ家族ナキモノ 一日金一円三十銭

六 会場

中央会議所